

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

高岡市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 高岡市は、富山県北部に広がる富山平野の西部に位置し、富山湾に面した白砂青松の海岸線を有し、庄川と小矢部川の二大河川によって形成された扇状地の河口部にあり、北西部の二上山から宝達山系（石川県羽咋市）に到る丘陵地帯と南東部の御坊山丘陵地帯を除けば、ほぼ平坦な地勢で四季折々に変化する豊かな自然に恵まれている。その立地条件を生かして水稻を主体とする土地利用型農業生産を展開してきたが、近年の米価下落を受け、経営の発展・安定化を図るため、経営の多角化・複合化に取組む農家、また6次産業化（農林水産物の生産＋加工＋販売・サービス）に取組む法人・営農組織等が増加している。
今後は、特にこのような多角化・複合化において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。
また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、高岡農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。
- 2 江戸時代の慶長14年に都市形態の礎を築いて以来、商工業都市として繁栄し、明治・大正・昭和を通じて培われてきた優れた技術が、銅器・漆器・仏壇・葉業・菅笠などの伝統産業の外、繊維・紙パルプ・化学・金属などの近代産業の発展に結実している本市の農業構造については、昭和40年代から商工業の急伸に伴う兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。
一方、農村、特に中山間地域においては、地域共同活動や農地保全管理活動など、農業を核とした集落機能の維持が困難な地域の発生が懸念される。また近年は、集中豪雨など大規模な自然災害の頻発化、鳥インフルエンザやCSF（豚熱）など家畜伝染病の発生、更には新型コロナウイルス感染症の発生・拡大とそれに伴う経済環境の悪化など、農林水産業・農山漁村を脅かす外的リスクが増大している。
- 3 高岡市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を「高岡市農林水産業振興プラン」において明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。
具体的な経営の指標は、高岡市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり 概ね500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり 2,000時間程度）の水準（中山間地域等においては主たる従事者一人当たりの所得水準が平坦地域の概ね8割）を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。
- 4 高岡市は、将来の高岡市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、経営開始資金事業及びその他の措置を総合的に実施する。
まず、高岡市は、高岡市農業協同組合、いなば農業協同組合、高岡市農業委員会、高岡農林振興センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、高岡地域担い手育成総合支援協議会を設置し、地区及び集落段階における農業の将来展望とそれを担うその地域の中心となる経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の高岡地域担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。
農用地の利用集積、経営の合理化をはじめとする農業経営基盤の強化を促進するため、集落・地域での話し合いに基づく、「地域計画」の策定・実現により、農地集積及び集約や新規就農、経営継承を促し、農業の体質強化を図る。
また、今後さらなる増加が懸念される荒廃農地については、担い手への農用地の利用集積を図ることを基本に、その発生防止と農用地としての効率的な利用を図る。
次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。
また、農地中間管理事業の実施による農業者への農地の面的集積の促進に向け、高岡市農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携・調整を図る。
水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」とう。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、(株)Aアグリサポート高岡等と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、高岡農林振興センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、高岡市農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、高岡市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした工業団地拡張事業や防災施設整備事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 高岡市は、高岡地域担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協単位の研修会の開催等を高岡農林振興センターの協力を受けつつ行う。

特に、農業への新規参入を目指す農業経営が展開しつつある地域においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に(株)日本政策金融公庫富山支店の参画を仰ぎつつ、高岡市農業協同組合及びいなば農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、同指導チームの下に、市場関係者や全農とやま園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稲と組み合わせでの複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 高岡市は、国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという目標や、富山県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする新規就農者数年間120人以上を踏まえ、青年等の新規就農者について、年間10人程度の確保を行う。

具体的な経営の指標は、高岡市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度）を目指す。

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については高岡農林振興センター、高岡市農業協同組合、いなば農業協同組合、地域の先進的な農家等が指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に高岡市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、高岡市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔主穀作の単一経営〕

営農類型	経営規模	生産方式（資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稲+大豆</p> <p>家族経営 乾燥・調製は自己</p> <p><労働力> 男1人 女1人 臨時60人</p>	<p><作付面積等> 水稲 14.9ha 大豆 12.8ha</p> <p><作目・面積> コシヒカリ 9.5ha 直播コシヒカリ 5.4ha 大豆 12.8ha</p>	<p>トラクタ 1 ハロー 1 コンバイン 1 田植機 1 乗用管理機 1 トラック 1 軽トラック 1 育苗施設 一式 (育苗ハウス 2) 乾燥機(大豆兼用) 2 糶摺機 1 選別・計量機 1 フォークリフト(中古) 1 大豆播種機 1 大豆コンバイン 1 大豆選別・計量機 1</p>	<p>・農業経営改善計画に基づく計画的な経営管理の実施</p> <p>・複式簿記の記帳による経営と家計の分離</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・家族経営協定による経営内での役割分担の明確化</p>	<p>・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入の実施</p> <p>・臨時雇用の確保による農繁期の過重労働の防止</p>

営農類型	経営規模	生産方式（資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稻+大麦</p> <p>家族経営 乾燥・調製は自己</p> <p><労働力> 男1人 女1人 臨時 65人</p>	<p><作付面積等> 水稻 16.9ha 大麦 13.6ha 地力増進作物 7.2ha.</p> <p><作目・面積> てんたかく 5.1ha コシヒカリ 11.8ha 大麦 13.6ha 地力増進作物 7.2ha.</p>	<p>トラクタ 1 ハロー 1 コンバイン 1 田植機 1 乗用管理機 1 トラック 1 軽トラック 1 育苗施設 一式 (育苗ハウス 3) 乾燥機 2 糶摺機 1 選別・計量機 1 フォークリフト(中古) 1</p>	<p>・農業経営改善計画に基づく計画的な経営管理の実施</p> <p>・複式簿記の記帳による経営と家計の分離</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・家族経営協定による経営内での役割分担の明確化</p>	<p>・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入の実施</p>

営農類型	経営規模	生産方式（資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稻＋大豆＋大麦</p> <p>集落営農組織 （特定農業団体） 乾燥・調製はJAへ委託</p> <p><労働力> 専従者1人 準専従者3人 その他36人</p>	<p><作付面積等> 水稻 29.9ha 大麦 12.8ha 大豆 12.8ha</p> <p><作目・面積> てんたかく 5.6ha コシヒカリ 15.8ha 直播コシヒカリ 8.5ha. 麦跡大豆 12.8ha 大麦 12.8ha</p>	<p>トラクタ 2 ハロー 2 コンバイン2 田植機 1 多目的田植機 1 乗用管理機 1 育苗施設 一式 育苗箱 3000 育苗ハウス 5 大豆播種機 1/2 大豆コンバイン1 大麦播種機 1/2 フォークリフト 1 トラック 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳による計数管理 ・リーダーを中心に構成員総意により農業経営を行い法人化を図る ・経営管理研修への積極的な参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落内構成員の共同出役 ・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施

営農類型	経営規模	生産方式（資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稲+大豆+大麦</p> <p>1戸法人 乾燥・調製は自己</p> <p><労働力> 代表1人 取締役1人 子弟1人 常雇1人</p>	<p><作付面積等> 水稲 31ha大 麦 13.3ha大 豆 13.3ha</p> <p><作目・面積> てんたかく 5ha コシヒカリ 18.3ha 直播コシヒカリ 7.7ha 麦跡大豆 13.3ha 大麦 13.3ha</p>	<p>トラクタ 2 ハロー 2 コンバイン 2 田植機 2 多目的田植機 1 乗用管理機 1 育苗施設 一式 育苗箱 4000 育苗ハウス 5 フォークリフト（中古）1 トラック 1 大豆播種機 1 乾燥機（大豆兼用） 5糶摺機 1 選別・計量機 1 大豆コンバイン 1 大豆選別・計量機 1 大麦播種機 1</p>	<p>・経営理念に基づく農業経営改善計画の作成と複式簿記による計数管理の実施</p> <p>・高度な経営者能力による経営外部からの資源調達と経営管理の実施</p>	<p>・給料制、休日制の導入の実施</p> <p>・社会保険への加入による従事者の福利厚生の充実</p>

営農類型	経営規模	生産方式（資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稲+ハトムギ+大麦</p> <p>1戸法人 乾燥・調製は自己</p> <p><労働力> 専従者3人 臨時40人</p>	<p><作付面積等> 水稲 31.9ha 大麦 6.8ha ハトムギ 13.7ha</p> <p><作目・面積> てんたかく 5.1ha コシヒカリ 18.8ha 直播コシヒカリ 8ha 大麦 6.8ha ハトムギ 13.7ha.</p>	<p>トラクタ 2 コンバイン 2 田植機 1 多目的田植機 1 乗用管理機 1 育苗施設 3 育苗箱 4000 育苗ハウス 5 フォークリフト（中古） 1 トラック 1 播種機 1 汎用コンバイン 1 乾燥機 5</p>	<p>・経営理念に基づく農業経営改善計画の作成と複式簿記による計数管理の実施</p> <p>・高度な経営者能力による経営外部からの資源調達と経営管理の実施</p>	<p>・給料制、休日制の導入の実施</p> <p>・社会保険への加入による従事者の福利厚生の充実</p>

〔園芸・畜産の単一経営〕

営農類型	経営規模	生産方式（資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>施設野菜</p> <p>家族経営 園芸(野菜)</p> <p><労働力> 男1人 女1人 臨時765人</p>	<p><作付面積等> 施設野菜 0.62ha</p> <p><作目・面積> ホウレンソウ 0.62ha</p>	<p>トラクター 1 井戸 1 軽四トラック1 動噴 1 コンテナ 100 トラック2t 1 育苗ハウス 13 保冷库 1 コンビシ-ダー 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善計画に基づく計画的な経営管理の実施 ・複式簿記の記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・家族経営協定による経営内での役割分担の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入の実施 ・臨時雇用の確保による農繁期の過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式（資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>りんご+もも</p> <p>家族経営 園芸（果樹）</p> <p><労働力> 男1人 女1人 従業員1人 臨時100人</p>	<p><作付面積等> りんご 1.1ha もも 0.2ha.</p> <p><作目・面積> さんさ 0.1ha 秋映 0.1ha こうたろう 0.1ha ふじ 0.8ha. もも 0.2ha</p>	<p>格納庫 1 高所作業車 2 乗用トラクタ 1 乗用運搬機 1 防風ネット 240m 乗用草刈機 1台 選果機 1台 軽トラ 1 スピートスプレーヤー 1/3</p>	<p>・農業経営改善計画に基づく計画的な経営管理の実施 ・複式簿記の記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・家族経営協定による経営内での役割分担の明確化</p>	<p>・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入の実施</p> <p>・臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止</p>

営農類型	経営規模	生産方式（資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 家族経営 畜産 <労働力> 男1人 女1人 臨時98人	<飼育頭数等> 酪農 50頭 <経営内容> 酪農 50頭	畜舎 1 堆肥舎 1 コンクリートフィーダー 1 バルククーラー 1 パイプラインミルク 1 自動給餌車 1 ショベルローダー 1 バックリーナー 1 ダンプトラック 1 トラクタ 85ps 1/3 トラクタ 50ps 1/3 マニユアスプレッター 1/3 ロータリー 1/3 モアコンテイションナー 1/3 テッターレーキ 1/3 カッティングロールヘーラー 1/3 細断型ロールヘーラー 1/3 ベールラッパ 1/3 K型ローラー 1/3 ビームスプレヤー 1/3 コーンハーベスター 1/3 フロントローダー 1/3 成牛 50	・農業経営改善計画に基づく計画的な経営管理の実施 ・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・経営管理研修への積極的な参加 ・青色申告の実施 ・集落内の土地利用調整を基本とした借地による飼料作物栽培面積の確保	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入の実施 ・酪農ヘルパーの利用による休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式（資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛(一貫) 家族経営 畜産 <労働力> 男1人 女1人 臨 143人	<飼育頭数等> 肉専用種肥育 54頭 育成 39頭 <経営内容> 肉専用種肥育 54頭 育成 39頭	畜舎(肥育) 1 畜舎(繁殖) 1 堆肥舎 1 飼料タンク 3 自動給餌器 1 牛衡器 1 パソコン 1 フロントローター 1 トラック 1 トラクタ 1/5 マニュアルレクター(自走) 1/5 モアコンテイションナー 1/5 テッターレーキ 1/5 カッティンクローラー 1/5 ベールラッパ 1/5 繁殖牛 50 放牧用 放牧用牧柵 5	・農業経営改善計画に基づく計画的な経営管理の実施 ・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・経営管理研修への積極的な参加 ・青色申告の実施 ・集落内の土地利用調整を基本とした借地による飼料作物栽培面積の確保	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入の実施 ・臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式（資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
養鶏 法人 畜産 <労働力> 男2人 女1人 常雇2人 臨時1430人	<飼育頭数等> 採卵鶏 108.6千羽 <経営内容> 養鶏 108647羽	成鶏舎 6 鶏糞処理施設 1 鶏糞調整・貯蔵施設 1 集卵舎 1 車庫 1 管理舎 1 汚水処理槽 1 井戸 1 受水槽 1 電気設備 成鶏舎付帯設備 6 建物内装備 6 集卵舎付帯設備 1 煙霧消毒器 2 成鶏舎洗浄機 2 成鶏舎揚水ポンプ 2 フォークリフト 2 ショベルローダ 1 堆肥運搬車 2 事務機器	・経営理念に基づく農業経営改善計画の作成と複式簿記による計数管理の実施 ・高度な経営者能力による経営外部からの資源調達と経営管理の実施	・給料制、休日制の導入の実施 ・社会保険への加入による従事者の福利厚生の充実 ・臨時雇用の確保による農繁期の過重労働の防止

〔複合経営〕

営農類型	経営規模	生産方式（資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稲＋大麦 ＋軟弱野菜</p> <p>集落営農組織 (特定農業団体) 乾燥・調製はJAへ委託</p> <p><労働力> 専従者 1人 準専従者 3人 臨時 36人</p>	<p><作付面積等> 水稲 33.9ha 大麦 14.5ha コマツナ 0.36ha</p> <p><作目・面積> てんたかく 6.3ha コシヒカリ 17.9ha 直播きコシヒカリ 9.7ha 大麦 14.5ha コマツナ 0.36ha</p>	<p>育苗ハウス 5棟 育苗施設 一式 トラクタ 2 ハロー 2 田植機 2 コンバイン 2 乗用管理機 1 トラック 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳による計数管理 ・リーダーを中心に構成員総意により農業経営を行い法人化を図る ・経営管理研修への積極的な参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落内構成員の共同出役 ・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施

営農類型	経営規模	生産方式（資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+大麦 +チューリップ 家族経営 複合経営 <労働力> 男1人 女1人 臨時370人	<作付面積等> 水稻 16.5ha 大麦 5.3ha チューリップ 1.8ha 切花 0.03ha. <作目・面積> てんたかく 4.7ha コシヒカリ 11.8ha 大麦 5.3ha チューリップ球根 1.8ha 切花促成 0.03ha	トラクタ 1 ハロー 1 コンバイン 1 田植機 1 乗用管理機 1 トラック 1 軽トラック 1 育苗施設 一式 育苗ハウス 4 乾燥機 2 糶摺機 1 選別・計量機 1 フォークリフト 1 球根管理棟 1 球根整畦植込み機 0.5 成形ロータリー 0.5 摘花機 0.5 防除機 0.5 掘取機 0.5 選別機 1 除湿機 1 球根コンテナ 1400 暖房機 5 保冷库 1 選花機 1	・農業経営改善計画に基づく計画的な経営管理の実施 ・複式簿記の記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・家族経営協定による経営内での役割分担の明確化	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入の実施 ・臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式（資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稲+大豆+さといも</p> <p>集落営農組織 (特定農業法人) 複合経営</p> <p><労働力> 専従者 1 人 農繁期専従 3 人 その他 36 人</p>	<p><作付面積等> 水稲 30.8ha 大豆 11.6ha さといも 1.5ha</p> <p><作目・面積> てんたかく 5.7ha コシヒカリ 16.3ha 直播コシヒカリ 8.8ha 大豆 11.6ha さといも 1.5ha</p>	<p>トラクタ 2 ハロー 2 コンバイン2 多目的田植機 1 田植機 1 乗用管理機 1 育苗施設 一式 育苗箱 4200 育苗ハウス 5 フォークリフト(中古)1 トラック1 大豆播種機 1 大豆コンバイン 1 サトイモ[®]ランター 1 堀取り機 2 芋分離機 2 動力噴霧機 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳による計数管理 ・リーダーを中心に構成員総意により農業経営を行い法人化を図る ・経営管理研修への積極的な参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落内構成員の共同出役 ・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施

営農類型	経営規模	生産方式（資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稲+大豆 +ニンジン</p> <p>集落営農組織 (特定農業団体) 複合経営</p> <p><労働力> 専従者1人 準専従者1人 臨時26人</p>	<p><作付面積等></p> <p>水稲 34.8ha 大豆 8.7ha ニンジン 2.0ha</p> <p><作目・面積> コシヒカリ 18ha てんたかく 7.2ha. 直播コシヒカリ 9.6ha 大豆 8.7ha ニンジン 2.0ha.</p>	<p>トラクタ 1 ハロー 1 コンバイン1 田植機 1 乗用管理機 1 育苗施設 一式 育苗ハウス 4棟 トラック1 大豆播種機 1 大豆コンバイン 1 ニンジン播種機 1/3 ニンジン収穫機 1/3</p>	<p>・複式簿記の記帳による計数管理</p> <p>・リーダーを中心に構成員総意により農業経営を行い法人化を図る</p> <p>・経営管理研修への積極的な参加</p>	<p>・集落内構成員の共同出役</p> <p>・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施</p>

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6に示したような目標を経営開始から5年後に達成するため、現に高岡市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式（資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>主穀作</p> <p>水稲＋大麦 ＋大豆</p> <p><労働力> 常時1人 臨時90人日</p>	<p><作付面積等></p> <p>水稲 9.5ha 大麦・大豆 5.5ha</p>	<p>農作業舎 150㎡ 1棟 育苗ハウス 60坪 2棟 トラクタ 30PS級 1台 コンバイン 4条 1台 田植機 6条側条 1台 乾燥機（大豆兼用） 1台 育苗関連機材 一式 大豆コンバイン 2条 1台</p> <p>その他 （親元で就農し自家で所有する 機械・施設を活用する）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳による計数管理 ・経営管理研修への積極的な参加 ・青年等就農計画に基づく計画的な経営管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 ・臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式（資本装備）	経営管理の方法	農業従事の態様等
園芸 (施設野菜) 軟弱野菜 <労働力> 常時1人 臨時91人日	<作付面積等> こまつな 0.165ha (年間7作)	ハウス 50坪 10棟 作業用ハウス 30坪 1棟 トラクタ 20PS級 1台 動力噴霧機 1台 コンビシーダー 1台 保冷库 1台 その他 ・年間を通じたハウスの高度利用を図る。 ・収穫作業は雇用労力を活用する。 ・就農する際に国・県等の補助事業を活用して機械・施設を導入する。	・複式簿記の記帳による計数管理 ・経営管理研修への積極的な参加 ・青年等就農計画に基づく計画的な経営管理の実施	・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 ・臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成

高岡市は効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、高岡農林振興センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制の導入等に取り組む。

加えて、高岡市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施等の支援を行うほか、農業者と福祉事業所との相互理解を深め、障がい者等が農業分野で活躍する農福連携の取組みを推進する。

2 高岡市が主体的に行う取組

高岡市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、高岡農林振興センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得のための情報提供、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、営農面から生活面までの様々な問題に対する相談対応など、必要となるサポートを就農準備から定着まで一元的に実施できる体制を構築する。更に、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担

県、農業委員会、農業協同組合、とやま農業未来カレッジ等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 富山県農業会議、農地中間管理機構、高岡市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

高岡市は高岡地域担い手育成総合支援協議会及び農業協同組合と連携して、高岡市内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、高岡市内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。更に、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2及び第2の2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者（個別経営体、組織経営体のうち、優れた技術力や経営体マインドを有し、経営体質の強化を目指し、自主的な取組を進める認定農業者）に対する農用地の利用集積に関する目標及び農業者の確保育成に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標及び育成すべき経営体数の目標として示すと、概ね次に掲げる数値とする。

項目	内容	数値目標
農用地の利用集積	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標	80%程度
農業者の確保育成	効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体数の目標	120経営体

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

集落営農などの組織化や法人化、経営安定向上のための各種支援施策の実施により、地域農業の中心となる認定農業者は増加傾向にある。また、農地中間管理事業等の活用により農地の利用集積・集約化に取り組み、市内農地のうち担い手が耕作する面積の割合も増加傾向にある。一方で、高齢化による担い手の減少や後継者不足等も懸念されており、今後は集落営農等同士の合併も視野に入れた経営体制強化等が必要となっている。

(2) 今後の利用等の見通し及び将来の農用地利用のビジョン

地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、市、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

(3) 関係団体等との連携体制

高岡市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積及び集約を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

高岡市は、富山県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、高岡市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
 - ② 農用地利用改善事業の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
 - ③ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等
 - ④ その他農業経営基盤の強化を促進する事業に関し必要な事項
- これらの各項目については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定する。
開催に当たっては、市ホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。
協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業水産課に設置する。
農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
市は、地域計画の作成に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。
- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
 - (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
高岡市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を促すため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。
 - (2) 区域の基準
農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。
 - (3) 農用地利用改善事業の内容
農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。
 - (4) 農用地利用規程の内容
 - ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
 - ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。
 - (5) 農用地利用規程の認定
 - ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知）参考様式第6-1号の認定申請書を高岡市に提出して、農用地利用規程について高岡市の認定を受けることができる。
 - ② 高岡市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
 - ③ 高岡市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を高岡市の掲示板への提示により公告する。
 - ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 高岡市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 高岡市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 高岡市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、高岡農林振興センター、高岡市農業委員会、高岡市農業協同組合、いなば農業協同組合、農地中間管理機構（公益社団法人富山県農林水産公社）等の指導、助言を求めてきたときは、高岡地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ること。

(1) 農作業の受委託の促進

高岡市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 高岡市農業協同組合、いなば農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

高岡市農業協同組合、いなば農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

高岡市は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 高岡市は、農業農村整備事業などによる農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- ② 高岡市は、佐野地区に整備した高岡市農業センターによって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ③ 高岡市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通じた望ましい経営の育成を図ることとする。また、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- ④ 高岡市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

高岡市は、高岡市農業委員会、高岡農林振興センター、高岡市農業協同組合、いなば農業協同組合、高岡市土地改良区、福岡町土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2及び第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

高岡市農業委員会、高岡市農業協同組合、いなば農業協同組合、高岡市土地改良区、福岡町土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、高岡地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、高岡市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、平成26年9月24日から施行する。

附則

1 この基本構想は、令和5年9月27日から施行する。

2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画に関する経過措置を適用する場合には、附則前項による施行前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5の1の規定を適用することができる。

